

平成 27 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 タマホーム株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 玉 木 康 裕
(コード番号 1419 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 常務取締役
管理本部本部長 牛 島 毅
(TEL 03 - 6408 - 1200)

会 社 名 株式会社 T A M A X
代 表 者 名 代表取締役 玉 木 伸 弥

株式会社 T A M A X によるタマホーム株式会社 (証券コード 1419) に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社 T A M A X は、平成 27 年 11 月 10 日、タマホーム株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社 T A M A X (公開買付者) が、タマホーム株式会社 (本公開買付けの対象会社) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

タマホーム株式会社 (証券コード 1419) の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

平成 27 年 11 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社TAMAX
代表者名 代表取締役 玉木 伸弥
問合せ先 森・濱田松本法律事務所
弁護士 藤原 総一郎
弁護士 森田 恒平
(TEL 03-6266-8531)

タマホーム株式会社（証券コード 1419）の普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社TAMAX（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 11 月 10 日、以下のとおり、タマホーム株式会社（以下「対象者」といいます。）株券を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 公開買付けの概要

公開買付者は、有価証券の保有、運用及び売買をすることを主たる目的として、平成 27 年 9 月 14 日に設立された株式会社です。公開買付者の株式は、本日現在、株式会社ハッピーライフ（対象者の創業者で対象者の代表取締役会長兼社長兼 CEO である玉木康裕氏の長男であり、対象者の代表取締役副社長兼 COO である玉木伸弥氏が発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役を務めている資産管理会社です。）が発行済株式総数の 60%を保有し、また、株式会社 KRC（対象者の創業者で対象者の代表取締役会長兼社長兼 CEO である玉木康裕氏の次男であり、対象者の専務取締役である玉木克弥氏が発行済株式の全てを所有し、かつ代表取締役を務めている資産管理会社です。）が発行済株式総数の 40%を保有しております。また、公開買付者の役員は、玉木伸弥氏が代表取締役を、玉木克弥氏及び両氏の実母であり、対象者の創業者で対象者の代表取締役会長兼社長兼 CEO である玉木康裕氏の配偶者である玉木和恵氏が取締役を、それぞれ務めております。なお、本日現在、玉木伸弥氏は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）に上場している対象者の発行する普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を 1,867,300 株（所有割合（注1）：6.21%）保有し、玉木克弥氏は対象者株式を 960,800 株（所有割合：3.20%）保有し、玉木和恵氏は対象者株式を 1,360,000 株（所有割合：4.52%）保有しております。また、玉木伸弥氏及び玉木克弥氏の実父であり、また玉木和恵氏の配偶者である、対象者の創業者で代表取締役会長兼社長兼 CEO の玉木康裕氏は対象者株式を 10,689,900 株（所有割合：35.57%）保有しており、同氏並びに玉木伸弥氏、玉木克弥氏及び玉木和恵氏（以下、玉木康裕氏、玉木伸弥氏、玉木克弥氏及び玉木和恵氏を総称して「創業者一族」といいます。）が所有する対象者株式は、合計で 14,878,000 株（所有割合：49.50%）となっております。

今般、公開買付者は、創業者一族が保有する対象者株式 14,878,000 株（所有割合：49.50%）の一部（9,506,700 株、所有割合：31.63%）を取得すること（以下「本取引」といいます。）を目的として、平成 27 年 11 月 10 日、法第 27 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、創業者一族の所有割合を引き上げること、すなわち創業者一族以外の第三者から対象者株式を取得することは目的としておらず、対象者株式の上場及び従来からの対象者の上場会社としての事業運営は維持されるべきと考えております。したがって、公開買付者において法及び金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）に定められる全部買付義務及び全部勧誘義務が生じることがない（本公開買付け後の株券等所有割合が 3 分の 2 を下回る）範囲で対象者株式を取得するため、仮に公開買付者の特別関係者以外の全ての第三者が、その保有する対象者株式の全部を応募した場合でも、本公開買

付け成立後に公開買付者及びその特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項に規定される者）が所有することとなる対象者株式の議決権割合（注 2）の合計が 66.65%を超えることがないよう、9,506,700 株（所有割合：31.63%）を買付予定数の上限として設定しております。そのため、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が、買付予定数の上限（9,506,700 株）を超える場合には、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、買付予定数の下限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,506,700 株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

また、本公開買付けにおいて、創業者一族の所有割合を引き上げること、すなわち創業者一族以外の第三者から対象者株式を取得することは目的としていないことから、本公開買付け成立後に公開買付者及び創業者一族が所有することとなる対象者株式の所有割合の合計が 50%を超えることとなる場合には、創業者一族は、公開買付者及び創業者一族の所有割合の合計が 50%を超えた部分について、法令の範囲において、市場売却等の方法により所有する対象者株式を処分することを予定しているとのことです。

（注 1）「所有割合」とは、対象者が平成 27 年 10 月 13 日に提出した第 18 期第 1 四半期報告書に記載された平成 27 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数（30,055,800 株）に対する所有株式数の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下同じとします。

（注 2）「議決権割合」とは、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、対象者が平成 27 年 10 月 13 日に提出した第 18 期第 1 四半期報告書に記載された平成 27 年 5 月 31 日現在の総株主の議決権の数（300,514 個）に、同報告書記載の単元未満株式の数（4,400 株）に係る議決権の数（44 個）を加えた 300,558 個に対する所有株式に係る議決権の割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいい、以下同じとします。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、創業者一族との間で、玉木康裕氏が所有する対象者株式の全て（10,689,900 株、所有割合：35.57%）、玉木和恵氏が所有する対象者株式の一部（657,900 株、所有割合：2.19%）、玉木伸弥氏が所有する対象者株式の一部（1,341,500 株、所有割合：4.46%）、玉木克弥氏が所有する対象者株式の一部（120,000 株、所有割合：0.40%）（創業者一族合計で 12,809,300 株、所有割合：42.62%）を本公開買付けに応募する旨の応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を、平成 27 年 11 月 10 日付で締結しております（なお、本応募契約の詳細については、後記「（3）公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な事項」をご参照ください。）。

また、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けに係る決済等に要する資金に使用するため、株式会社三井住友銀行から総額 4,500,000 千円を限度として借入れ（以下「本銀行融資」といいます。）を行うことを予定しております。本銀行融資に係る融資条件の詳細については、別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付届出書の添付書類である融資証明書記載のとおり、一定の貸出実行条件等の契約条件が規定される予定です。また、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の一部について担保権が設定されることが予定されているほか、玉木康裕氏が公開買付者の連帯保証人となる予定です。なお、公開買付者は、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付けの決済後、玉木康裕氏から総額 2,500,000 千円を限度として借入れを行うことを予定しております。

なお、対象者が平成 27 年 11 月 10 日付で公表した「株式会社 TAMA X による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によりますと、対象者は、同日開催の取締役会において、後記「2. 買付け等の概要」の「（4）買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「（対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）」の「（ii）利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の理由により、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けに対象者の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

（2）本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けを実施する背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。なお、以下の記述中の対象者に関する記述は、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者は、平成10年6月に玉木康裕氏により、注文住宅建設会社として福岡県筑後市に設立されました。当時は、まだバブル経済崩壊の影響が色濃く残り日本経済全般が不況の中にあり、住宅業界も新設住宅着工件数が下降傾向にある状況であったため、マイホームを購入するには厳しい経済環境でありましたが、衣食と同じように私たちが生きていく上で必要不可欠な要素の「住」が手の届かない存在であってはならないという考えから、対象者は、多くの人に「高品質住宅を低価格で提供する」という理念を掲げました。対象者は、福岡県筑後市に第1号店を開設した後、九州各県に出店し、平成14年10月、福岡県福岡市に本社を移転しました。次に、中国地方、関西地方に進出し、平成16年6月に大阪本社を開設後、平成17年3月には愛知県豊橋市に東海地方での初出店となる豊橋支店（現豊橋営業所）を開設しました。そして、平成17年6月に東京都港区に本社を移転し、平成17年11月に神奈川県横浜市に関東地方での初出店となる横浜平沼支店（現横浜総本店）を開設し、同時期に、宮城県仙台市に50支店目となる泉インター支店（現仙台総本店）を開設、東海地方、関東地方、東北地方の3方面への支店展開を図りました。その結果、平成18年12月には千葉県袖ヶ浦市に100支店目となる袖ヶ浦支店（現袖ヶ浦営業所）を、平成20年10月には青森県上北郡おいらせ町に150支店目となる八戸下田支店（現八戸下田営業所）を開設するに至り、商業エリアの拡大を図ってまいりました。平成23年1月には関連会社のタマホーム沖縄株式会社で沖縄県那覇市に新都心展示場を開設し、47都道府県への出店を完了しました。

対象者は、事業領域拡大の一環として、平成21年1月に不動産仲介事業のネットワーク組織である「タマエステート」の運営を開始し、平成21年6月に長期優良住宅に対応した「New 大安心の家」、平成21年10月には低価格訴求商品である「元気の家」、平成22年11月には都市向け3階建商品「New 希望の家」を販売開始しました。その後、平成23年11月には、太陽光発電、ガス発電や蓄電池等を備えたスマートハウス「T-スマート」の販売、平成24年3月には大規模分譲プロジェクトである「タマスマートタウン茨木（全588区画）」の販売を開始し、販売商品の充実を進めてまいりました。また、海外においては、平成25年10月にカンボジアにてサービスアパートメント（掃除、リネン交換などのサービスの提供を受けられる家具家電付の期間限定のハイグレード賃貸マンション）の運営を開始し、海外事業の拡大を進めております。対象者は、平成25年3月には東京証券取引所市場第一部及び福岡証券取引所本則市場へ株式上場し、本日現在、対象者及び子会社26社による対象者グループを形成し、「より良いものをより安く提供することにより 社会に奉仕する」という経営方針のもと、業容を拡大しております。

対象者によれば、わが国経済において、政府による経済・財政政策に刺激された企業収益が改善を続ける中で、雇用・所得環境も着実に改善するなど、緩やかな回復基調が続いていますが、一方で個人消費を取り巻く環境及び消費全般の基調などは、いまだ先行きが不透明な状況で推移しているものと認識しているとのことです。さらに、新興国の成長鈍化や政情不安、不安定な経済情勢等、依然として不透明な要因は残されたままであり、特に対象者グループの属する住宅業界は、平成26年4月の消費増税後の反動による落ち込みが顕著であったことから、回復の兆しは見えずつつあるものの、依然として受注は低調に推移しているものと認識しているとのことです。

このような現在の市況において、対象者は、平成28年5月期から平成30年5月期の3ヵ年を対象とした中期経営計画「タマステップ 2018」を策定し、新たな成長を目指すために戦略転換が必要であるとの認識の下に、①対象者が展開する店舗同士での競合エリアが発生するなど出店エリア拡大による成長モデルが成熟化したこと、②主力事業である住宅事業以外にも、非住宅事業・海外事業への投資等を実施し、事業領域を拡大してきたことに伴い、かかる成長速度に対応する管理体制の強化、利益体質の改善及びガバナンス改革を継続的に実施すること、③事業領域拡大時の先行投資による費用の拡大や人員配置などによって生じた経営資源の分散を対象者の柱である国内住宅事業へ集中させることで成長事業へ回帰させること、④外部環境の変化への対応を課題とした戦略転換を掲げており、展示場の出店による出店エリアの拡大にとどまることなく、多様な商品・サービスを展開することで顧客層の拡大を図り、新たな成長軌道の基盤を作ることで事業領域の拡大・新規事業分野の開拓を行うことを企図しております。

このような状況において、創業者一族である玉木伸弥氏及び玉木克弥氏は、対象者が上記の課題を克服しつつ、かつ、対象者の企業価値を向上していくために、創業者一族の一員としてできることについて平成27年6月上旬より検討し、

- (a) 対象者の企業価値を中長期的に向上させる観点からは、中期経営計画「タマステップ 2018」の実施を着実に進めつつも、上記のような不安定かつ先行き不透明な経済状況においては、今後の更なる外部環境の変化も踏まえて対象者の中長期的な企業価値向上を安定的に支える体制の整備が必要不可欠である。
- (b) 創業者一族であり対象者の代表取締役副社長兼COOでもある玉木伸弥氏及び同じく専務取締役である玉木克弥氏

がそれぞれ代表取締役及び取締役を務め、創業者一族である玉木和恵氏が取締役を務める公開買付者が対象者の安定的な大株主となり、創業者一族が保有する対象者株式を公開買付者に適切かつ効率的に集約させることにより、上記(a)の体制整備がいち早く可能になるとともに将来発生する経営権の承継を円滑に行うことができる体制をあらかじめ整備しておくことが可能となる。

との考えに至ったことから、玉木伸弥氏及び玉木克弥氏は、平成27年6月中旬、創業者一族の保有する株式の一部を公開買付者が取得することを目的とし、その他の創業者一族である玉木康裕氏及び玉木和恵氏との間で本取引に係る協議を具体的に開始いたしました。その後、玉木伸弥氏及び玉木克弥氏と玉木康裕氏及び玉木和恵氏との間の協議・交渉の結果等を踏まえ、平成27年8月上旬、対象者に対して本取引に関して打診を行いました。平成27年9月上旬、対象者において、対象者が抱える課題の解決や企業価値の向上等を総合的に勘案し、本取引を実行することにつき検討する旨の回答を得られました。その後、両者にて協議・検討を行い、本取引の実行につき合意に至ったことから、平成27年11月10日、公開買付者は、創業者一族の保有する株式の一部を取得することを目的とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、本公開買付けの終了後も、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、安定株主として対象者株式を長期保有することによって対象者の中長期的な企業価値向上及び経営の安定性に貢献してまいります。また、公開買付者は、代表取締役である玉木伸弥氏及び取締役である玉木克弥氏がそれぞれ、今までどおり対象者の経営陣の一員として職務を全うすることを通じて、対象者の更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(3) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な事項

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、創業者一族との間で、それぞれが所有する対象者株式の一部（合計で12,809,300株、所有割合：42.62%）を本公開買付けに応募する旨の本応募契約を、平成27年11月10日付で締結しております。

本応募契約において、玉木康裕氏（所有株式数：10,689,900株、所有割合：35.57%）、玉木和恵氏（所有株式数：1,360,000株、所有割合：4.52%）、玉木伸弥氏（所有株式数：1,867,300株、所有割合：6.21%）及び玉木克弥氏（所有株式数：960,800株、所有割合：3.20%（創業者一族合計で14,878,000株、所有割合：49.50%））はそれぞれ、玉木康裕氏が10,689,900株（所有割合：35.57%）、玉木和恵氏が657,900株（所有割合：2.19%）、玉木伸弥氏が1,341,500株（所有割合：4.46%）及び玉木克弥氏が120,000株（所有割合：0.40%）（創業者一族合計で12,809,300株、所有割合：42.62%）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約に係る応募の前提条件は規定されておられません。

(4) 対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの実施にあたり、①公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏（所有株式数：1,867,300株、所有割合：6.21%）は対象者の代表取締役副社長兼COOを、また、公開買付者の取締役である玉木克弥氏（所有株式数：960,800株、所有割合：3.20%）は対象者の専務取締役をそれぞれ兼務していること、②両氏及び対象者の代表取締役会長兼社長兼CEOである玉木康裕氏（所有株式数：10,689,900株、所有割合：35.57%）は、公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、対象者の取締役会は、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定の過程において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置として、以下の措置を講じているとのことです。

① 独立した法律事務所からの助言

② 利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

以上の詳細については、後記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「(対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第一部及び福岡証券取引所に上場しておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は9,506,700株（所有割合：31.63%）を買付予定数の上限として本公開買付けを実施いたします。本公開買付けの結果次第では、創業者一族が所有する対象者株式以外の対象者株式を取得する可能性はありますが、本公開買付け成立後に公開買付者及びその特別関係者が所有することとな

る対象者株式の合計が最大でも議決権割合 66.65%を超えることはありません。したがって、本公開買付け成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所市場第一部及び福岡証券取引所における上場が維持される予定です。

(6) 本公開買付け後の株券等の取得予定

公開買付者においては、本日現在、対象者株式の追加取得を行う予定はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	タマホーム株式会社																				
② 所 在 地	東京都港区高輪3丁目22番9号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長兼CEO 玉木 康裕																				
④ 事 業 内 容	建築、設計、不動産業、保険代理店業																				
⑤ 資 本 金	43億1,014万円(平成27年8月31日現在)																				
⑥ 設 立 年 月 日	平成10年6月3日																				
⑦ 大株主及び持株比率 (平成27年5月31日現在)	<table border="0"> <tr> <td>玉木 康裕</td> <td>35.46%</td> </tr> <tr> <td>玉木 伸弥</td> <td>6.21%</td> </tr> <tr> <td>玉木 和恵</td> <td>4.52%</td> </tr> <tr> <td>玉木 克弥</td> <td>3.19%</td> </tr> <tr> <td>タマホームグループ従業員持株会</td> <td>2.39%</td> </tr> <tr> <td>福島 章一</td> <td>0.80%</td> </tr> <tr> <td>STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002</td> <td>0.57%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口3)</td> <td>0.56%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口6)</td> <td>0.51%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)</td> <td>0.51%</td> </tr> </table>	玉木 康裕	35.46%	玉木 伸弥	6.21%	玉木 和恵	4.52%	玉木 克弥	3.19%	タマホームグループ従業員持株会	2.39%	福島 章一	0.80%	STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	0.57%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口3)	0.56%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口6)	0.51%	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	0.51%
玉木 康裕	35.46%																				
玉木 伸弥	6.21%																				
玉木 和恵	4.52%																				
玉木 克弥	3.19%																				
タマホームグループ従業員持株会	2.39%																				
福島 章一	0.80%																				
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	0.57%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口3)	0.56%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口6)	0.51%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口5)	0.51%																				
⑧ 公開買付者と対象者の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>公開買付者と対象者の間には、記載すべき資本関係はありません。 公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏は、対象者株式1,867,300株(所有割合:6.21%)、公開買付者の取締役である玉木克弥氏は対象者株式を960,800株(所有割合:3.20%)、同じく玉木和恵氏は対象者株式を1,360,000株(所有割合:4.52%)保有しております。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏は、対象者の代表取締役副社長兼COOです。公開買付者の取締役である玉木克弥氏は、対象者の専務取締役です。また、公開買付者の取締役である玉木和恵氏は、両氏の実母であり、対象者の創業者で対象者の代表取締役会長兼社長兼CEOである玉木康裕氏の配偶者です。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>公開買付者は対象者の関連当事者に該当しません。 対象者の筆頭株主であり主要株主である対象者の代表取締役会長兼社長兼CEOである玉木康裕氏は、公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏及び公開買付者の取締役である玉木克弥氏の実父であり、公開買付者の取締役である玉木和恵氏の配偶者であることから、関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>	資 本 関 係	公開買付者と対象者の間には、記載すべき資本関係はありません。 公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏は、対象者株式1,867,300株(所有割合:6.21%)、公開買付者の取締役である玉木克弥氏は対象者株式を960,800株(所有割合:3.20%)、同じく玉木和恵氏は対象者株式を1,360,000株(所有割合:4.52%)保有しております。	人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏は、対象者の代表取締役副社長兼COOです。公開買付者の取締役である玉木克弥氏は、対象者の専務取締役です。また、公開買付者の取締役である玉木和恵氏は、両氏の実母であり、対象者の創業者で対象者の代表取締役会長兼社長兼CEOである玉木康裕氏の配偶者です。	取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は対象者の関連当事者に該当しません。 対象者の筆頭株主であり主要株主である対象者の代表取締役会長兼社長兼CEOである玉木康裕氏は、公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏及び公開買付者の取締役である玉木克弥氏の実父であり、公開買付者の取締役である玉木和恵氏の配偶者であることから、関連当事者に該当します。												
資 本 関 係	公開買付者と対象者の間には、記載すべき資本関係はありません。 公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏は、対象者株式1,867,300株(所有割合:6.21%)、公開買付者の取締役である玉木克弥氏は対象者株式を960,800株(所有割合:3.20%)、同じく玉木和恵氏は対象者株式を1,360,000株(所有割合:4.52%)保有しております。																				
人 的 関 係	公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏は、対象者の代表取締役副社長兼COOです。公開買付者の取締役である玉木克弥氏は、対象者の専務取締役です。また、公開買付者の取締役である玉木和恵氏は、両氏の実母であり、対象者の創業者で対象者の代表取締役会長兼社長兼CEOである玉木康裕氏の配偶者です。																				
取 引 関 係	公開買付者と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は対象者の関連当事者に該当しません。 対象者の筆頭株主であり主要株主である対象者の代表取締役会長兼社長兼CEOである玉木康裕氏は、公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏及び公開買付者の取締役である玉木克弥氏の実父であり、公開買付者の取締役である玉木和恵氏の配偶者であることから、関連当事者に該当します。																				

(注) 「大株主及び持株比率」は、対象者が平成27年8月27日に提出した第17期有価証券報告書記載の「大株主の状況」より引用いたしました。

(2) 日程等

① 日程

取 締 役 に よ る 決 定	平成27年11月10日
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成27年11月11日

	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成27年11月11日

② 届出当初の買付け等の期間

平成27年11月11日(水曜日)から平成27年12月9日(水曜日)まで(20営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成27年12月24日(木曜日)まで(30営業日)となります。

(3) 買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)

普通株式1株につき、430円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

本公開買付価格については、公開買付者と創業者一族が協議・交渉を行った結果、両者が合意できる価格を本公開買付価格とすることといたしました。本公開買付けにおいては、創業者一族以外の第三者から対象者株式を取得することは目的としていないこと等を勘案し、創業者一族との合意の上、公開買付者は、最終的に平成27年11月10日、取締役決定により、本公開買付けの公表日(平成27年11月10日)の前営業日である平成27年11月9日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値である460円から6.52%ディスカウントした価格である430円を本公開買付価格とすることといたしました。

本公開買付価格である1株当たり430円は、本公開買付けに係る公表日の前営業日である平成27年11月9日の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値460円に対して6.52%(小数点以下第三位を四捨五入、以下同じとします。)のディスカウントをした金額、同日までの過去1ヶ月間の普通取引終値の単純平均値449円(小数点以下四捨五入、以下同じとします。)に対して4.23%のディスカウントをした金額、同日までの過去3ヶ月間の普通取引終値の単純平均値473円に対して9.09%のディスカウントをした金額、同日までの過去6ヶ月間の普通取引終値の単純平均値518円に対して16.99%のディスカウントをした金額となります。

なお、本公開買付価格は、公開買付者と創業者一族が協議・交渉の結果を踏まえて決定した価格であるため、公開買付者は、第三者算定機関の対象者株式に係る算定書は取得していません。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、創業者一族である玉木伸弥氏及び玉木克弥氏は、対象者における経営課題を克服しつつ、かつ、対象者の企業価値を向上していくために、創業者一族の一員としてできることについて日々検討し、

(a) 対象者の企業価値を中長期的に向上させる観点からは、中期経営計画「タマステップ 2018」の実施を着実に進めつつも、不安定かつ先行き不透明な経済状況においては、今後の更なる外部環境の変化も踏まえて対象者の中長期的な企業価値向上を安定的に支える体制の整備が必要不可欠である。

(b) 創業者の一族であり対象者の代表取締役副社長兼COOでもある玉木伸弥氏及び同じく専務取締役である玉木克弥氏がそれぞれ代表取締役及び取締役を務め、創業者一族である玉木和恵氏が取締役を務める公開買付者が対象者の安定的な大株主となり、創業者一族が保有する対象者株式を公開買付者に適切かつ効率的に集約させることにより、上記(a)の体制整備がいち早く可能になるとともに将来発生する経営権の承継を円滑に行うことができる体制をあらかじめ整備しておくことが可能となる。

との考えに至ったことから、玉木伸弥氏及び玉木克弥氏は、平成27年6月上旬、創業者一族の保有する株式の一部を公開買付者が取得することを目的とし、その他の創業者一族である玉木康裕氏及び玉木和恵氏との間で本取引に係る協議を具体的に開始いたしました。その後、玉木伸弥氏及び玉木克弥氏と玉木康裕氏及び玉木和恵氏との間の協議・

交渉等を踏まえ、平成 27 年 8 月上旬、対象者に対して本取引に関して打診を行いました。平成 27 年 9 月上旬、対象者において、対象者が抱える課題の解決や企業価値の向上等を総合的に勘案し、本取引を実行することにつき検討する旨の回答を得られました。その後、両者にて協議・検討を行い、本取引の実行につき合意に至ったことから、平成 27 年 11 月 10 日、公開買付者は、創業者一族の保有する株式の一部を取得することを目的とした本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付価格の決定に関しては、上記「① 算定の基礎」に記載のとおり、公開買付者と創業者一族が協議・交渉を行った結果、本公開買付けにおいては、創業者一族以外の第三者から対象者株式を取得することは目的としていないこと等を勘案し、本公開買付けの公表日（平成 27 年 11 月 10 日）の前営業日である平成 27 年 11 月 9 日の対象者株式の東京証券取引所市場第一部における対象者株式の普通取引終値である 460 円から 6.52%ディスカウントした価格である 430 円を本公開買付価格とすることといたしました。

(対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けの実施にあたり、①公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏（所有株式数：1,867,300 株、所有割合：6.21%）は対象者の代表取締役副社長兼 COO を、また、公開買付者の取締役である玉木克弥氏（所有株式数：960,800 株、所有割合：3.20%）は対象者の専務取締役をそれぞれ兼務していること、②両氏及び対象者の代表取締役会長兼社長兼 CEO である玉木康裕氏（所有株式数：10,689,900 株、所有割合：35.57%）は、公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、対象者の取締役会は、本公開買付けに対する意見表明に関する意思決定の過程において、本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避する措置として、以下の措置を講じているとのことです。

(i) 独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、意思決定過程における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、公開買付者、創業者一族及び対象者から独立したリーガルアドバイザーとしてシティ法律事務所を選任し、本公開買付けに対する意見表明に関する平成27年11月10日開催の対象者の取締役会の意思決定の過程、意思決定の方法その他の法的留意点に関して法的助言を得ているとのことです。

(ii) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成27年11月10日開催の対象者の取締役会において慎重に検討を行った結果、本公開買付けは、短期的な投資回収を目的としない公開買付者が対象者株式9,506,700株（所有割合：31.63%）を取得し対象者の主要株主である筆頭株主となることにより、対象者の経営の安定性の維持につながると考えられること、本公開買付けは、創業者一族の所有割合を引き上げることを目的としていないことから、本公開買付け成立後に公開買付者及び創業者一族が所有することとなる対象者株式の所有割合の合計が50%を超えることとなる場合には、創業者一族は、公開買付者及び創業者一族の所有割合の合計が50%を超えた部分について、法令の範囲において、市場売却等の方法により所有する対象者株式を処分することを予定しているとのことであること、加えて、将来起き得る経営承継の負担を軽減させ、長期的な視点で安定的な経営を担保する株主構成を保持することが可能であるとの結論に至ったことから、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けに対象者の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される方針であるため、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を保有するという選択肢をとることも十分な合理性が認められること、本公開買付価格が公開買付者と創業者一族の合意により決定されたものであることに鑑み、対象者の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

また、上記取締役会決議は、対象者の取締役10名中、代表取締役会長兼社長兼CEOである玉木康裕氏、対象者の代表取締役副社長兼COOである玉木伸弥氏及び専務取締役である玉木克弥氏を除く全ての取締役（7名）が出席し、出席した取締役の全員の一致により、決議されたとのことです。なお、公開買付者の代表取締役である玉木伸弥氏は対象者の代表取締役副社長兼COOを、また、公開買付者の取締役である玉木克弥氏は対象者の専務取締役をそれぞれ兼務していること、両氏及び対象者の代表取締役会長兼社長兼CEOである玉木康裕氏は、公開買付者との間で本応募契約を締結していることから、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反を回避する観点から、本公開買付けに関する全ての決議について、その審議及び決議には参加しておらず、また、対象者の立場において、公開買付者との協議及び交渉には参加していないとのことです。

また、上記取締役会には、対象者独立役員である社外監査役近本晃喜氏及び社外監査役幣原廣氏を含む全ての監査役（3名）が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,506,700 株	一株	9,506,700 株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,506,700 株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（9,506,700 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	148,780 個	(買付け等前における株券等所有割合 49.50%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	95,067 個	(買付け等後における株券等所有割合 31.63%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	53,713 個	(買付け等後における株券等所有割合 17.87%)
対象者の総株主の議決権の数	300,514 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（9,506,700 株）に係る議決権の数です。

(注3) 本公開買付けにおいては、特別関係者である創業者一族との間で、それぞれが所有する対象者株式の一部について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結し、特別関係者が所有する対象者株式も買付け等の対象としているため、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（9,506,700 株）に係る議決権の数（95,067 個）を控除した数です。但し、応募株券等の総数が、買付予定数の上限（9,506,700 株）を超える場合は、「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」が 17.87%以上（最大 35.02%）となる可能性があります。

(注4) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第 18 期第 1 四半期報告書（平成 27 年 10 月 13 日提出）記載の平成 27 年 5 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数（4,400 株）に係る議決権の数（44 個）を加えた 300,558 個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

(注5) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 4,087,881,000 円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数(9,506,700株)に、本公開買付価格(430円)を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日
平成27年12月15日(火曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成27年12月30日(水曜日)となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限(9,506,700株)以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(9,506,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単元(100株)未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元(追加して1単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。)の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の株数の部分がある場合は当該1単元未満の株数)減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第14条第1項第1号イ乃至リ及びブ乃至ソ、第3号イ乃至チ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

（その他の SMB C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じ

で行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 27 年 11 月 11 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、平成 27 年 11 月 10 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議をしたとのことです。また、本公開買付けに対象者の株主の皆様が応募することを推奨するか否かについては中立の立場を取り、株主の皆様判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです（なお、対象者の取締役会の意見の詳細については、前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「(対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「(ii) 利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。）。

また、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、創業者一族との間で本応募契約を、平成 27 年 11 月 10 日付で締結しております。

本応募契約において、対象者の代表取締役会長兼社長兼 CEO である玉木康裕氏（所有株式数：10,689,900 株、所有割合：35.57%）、対象者の代表取締役副社長兼 COO である玉木伸弥氏（所有株式数：1,867,300 株、所有割合：6.21%）及び対象者の専務取締役である玉木克弥氏（所有株式数：960,800 株、所有割合：3.20%（合計で 13,518,000 株、所有割合：44.98%））との間でそれぞれ、玉木康裕氏が 10,689,900 株（所有割合：35.57%）、玉木伸弥氏が 1,341,500 株（所有割合：4.46%）及び玉木克弥氏が 120,000 株（所有割合：0.40%）（合計で 12,151,400 株、所有割合：40.43%）を本公開買付けに応募する旨の合意をしております。

(2) 本公開買付けを実施する背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(3) 対象者における利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

前記「2. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」の「(対象者における利

益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、平成 27 年 10 月 13 日付で「役員人事に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、同年 11 月 1 日付で下記のとおり人事異動を行ったとのことです。

氏名	新役職	旧役職
玉木 康裕	代表取締役会長兼社長兼 CEO	代表取締役社長兼 CEO

以 上